

# 仕様書

## 1 件名

新潟県水産海洋研究所取水管取水先端付替工事

## 2 概要(既設取水口の仕様等)

海水取水設備について、現在仮取水中のマンホールに、既設取水口を移設・設置し本施設の機能の維持を行う。

また、取水部表示用ブイを留めておくための接続用ロープ製作と取付を行う。

取水管埋設状況（別添埋設図のとおり）

側面開口型取水口（別添図面のとおり）

取水部表示用ブイ仕様（別添図のとおり）

## 3 業務内容

- ・修繕に必要な部材、作業内容は「別紙工事内訳」を参照
- ・受注者は事前に新潟県水産海洋研究所担当者と協議を行い、着工前に施工計画書及び工程表を作成して提出すること。
- ・現在仮取水中のマンホールの、付着物や堆積物の状況を確認し、必要に応じて清掃を行う。  
なお、内部の付着物、堆積物等を想定し、エジェクター、ジェットポンプ等を準備し堆積物の排出が必要な場合は除去すること。
- ・既設取水口立管内付近及び仮取水口中マンホール付近について、ROV 等により点検を行い、堆積物の排出が必要な場合は除去すること。  
既設取水口の移設及び仮取水中マンホールへの設置
- ・現在仮取水中のマンホールに既設取水口キャップ部を移設・設置し、移設の際補強材等により強度を確保すること。併せて取水口呑口部を設置すること。
- ・取水管先端部表示用ブイ係留ロープ製作し、取水部に設置すること。
- ・なお、この仕様書に記載のない事項であっても、目的の性格上、必要と思われる工事及び資材は含むこと。

## 4 施工場所

新潟市西区五十嵐3の町13098番地8

新潟県水産海洋研究所地先海域

## 5 報告書の提出

修繕工事前後の状態や作業状況の写真等を添付し、工事履行届を作成し、業務終了後速やかに1部提出すること。

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、受注者は関係法令等を遵守し事故防止に努めること。
- (2) 本仕様書等と現況に相違がある場合、現況を優先する。
- (3) 関係官庁に対する諸手続が必要な場合は、受注者が速やかに行う。
- (4) 業務実施の際は、その進捗等を発注者に報告し、必要な指示を受ける。
- (5) 本業務において使用する水及び電力は、発注者が無償で提供する。
- (6) 業務に必要な資材等は、受注者が用意する。
- (7) 業務により発生した廃材等は、受注者が適法かつ適正に処分すること。
- (8) 本仕様書に示されていない事項又は疑義が生じた場合は、両者協議のうえこれを定めることとする。
- (9) 業務終了後、その状況などを受注者に報告し、現場確認を受けること。